

板橋区公民連携デスク運用指針

令和6年9月
経営改革推進課

1 策定の背景

板橋区は、平成 27 年度に将来区がめざす姿を示した「板橋区基本構想」を策定し、地域の様々な団体・関係機関などが協働しながら地域の課題を解決していく方針を基本理念の一つとして掲げています。民間企業等との協力においては、行財政改革計画等において、民間活用を特に注力すべき事柄の 1 つに掲げ、定型業務・窓口業務の委託化や、指定管理者制度の導入等を推進してきました。近年では、個別協定や幅広い分野における包括連携協定を締結し、民間との対等な関係による連携も進んでいます。

超高齢社会の到来や情報化社会の加速度的な進展、個人の価値観の多様化など、地域課題がより一層複雑化していく中、行政サービスの質を向上させていくためには、より一層行政と民間との連携を深めながら、地域課題の解決に取り組んでいく必要があります。

また、民間企業等においても、従来の社会貢献活動である CSR（企業の社会的責任）だけではなく、社会的課題の解決に取り組むことで自らの利益につなげる CSV（共有価値の創造）の手法で、公共や行政活動に関わっていく気運が高まっています。

しかしながら、区の組織は多岐にわたり、所管する業務が民間企業等から分かりにくいことや、部署をまたがるような提案に対し調整する機能が明確化されていないなどの課題があり、民間との連携を最大限発揮できない状況がありました。区では、このような背景をふまえ、民間企業等からの総合的な提案受付窓口となる「公民連携デスク」を設置して連携の強化を図っていきます。

本指針は、区の公民連携の考え方や連携までのプロセス等を示し、民間企業等との連携を一層推進し、より良い行政サービス提供をめざすものです。

2 公民連携の定義

区と民間企業等が連携して公共サービスを提供することを広く「公民連携」と定義されますが、本指針においては、委託や指定管理者制度などの受託者と委託者の関係ではなく、民間との双方向の対話による連携により新しい価値を共に創造することを含めた、新たな公民連携をめざすこととします。そのため、これまで区が進めてきた委託や指定管理等の民間活用については、当該法令及び区が定める各種規程、ガイドライン等に従い引き続き推進していくこととし、本方針では「対話型」の連携についての考え方を示していきます。

なお、民間の定義とは、民間企業、大学、NPO 法人など各団体とし、個人は除くこととします。

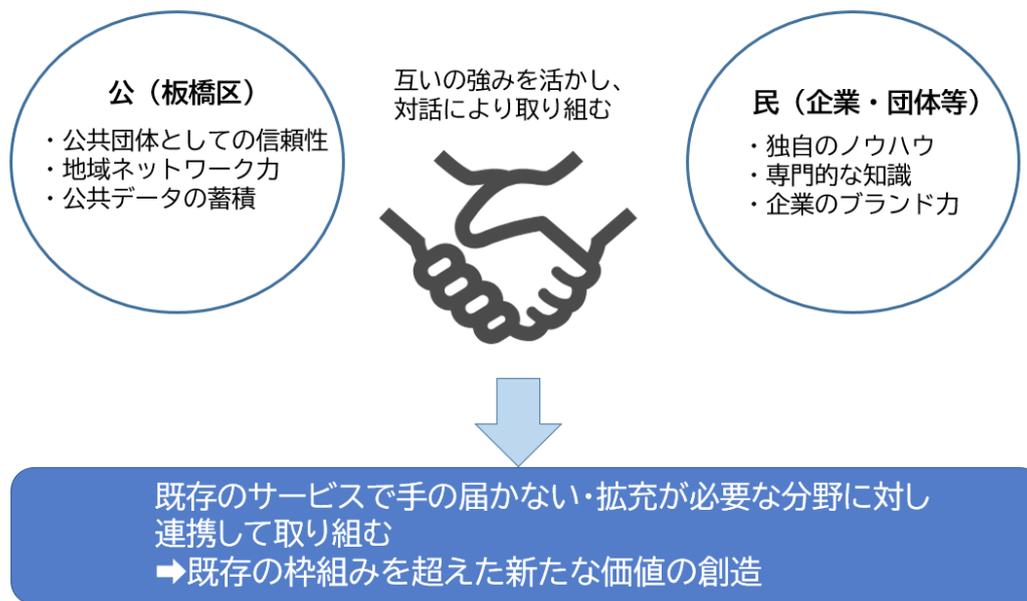


図1 「対話型」連携のイメージ

3 公民連携により期待される効果

対話型の連携では、既存の行政サービスの手の届かないところやさらに拡充が必要な分野に対し、民間からの提案を積極的に受け入れ、区と民間の持つ資源を互いに活用しながら、新たな事業の実現をめざしていきます。

これらの連携を推進していくことにより、次のような効果が期待されます。

(1) 新たな価値の創造

民間企業等の柔軟な発想や知見を活かした手法を取り入れることにより、効率的・効果的な行政サービスの提供や、新たな価値を共に創造していくことが期待されます。

(2) 持続可能な区政経営の実現

区民のニーズが多様化・複雑化する中、公民が連携し共に区民サービスの担い手となることで、行政コストの最適化を図り、より幅広い行政需要に応えていくことが可能となります。

(3) 民間企業等の社会的貢献の拡大

区が積極的に民間企業等と連携することにより、民間企業等の社会的貢献の拡大につながることが期待されます。

4 公民連携における基本方針

(1) 対話型の連携

区と民間企業等は、対話を重ねることで、信頼関係を構築し、課題に対し互いの強みをいかしながら、公民連携の目的を実現します。

(2) 公平性・透明性の確保

特定の民間企業等だけではなく、広く連携の提案を受付け、公平性・透明性を確保します。

(3) 提案者のアイデア保護

公民連携を行うにあたっては透明性の確保を原則といたしますが、事業検討段階における提案者のアイデアは、保護すべき情報を協議のうえ、適切に保護します。

(4) 役割分担の明確化

公民連携を行うにあたっては、その範囲と双方の責任について明確化することにより、事業の安定性を確保します。

5. 公民連携の流れ

ここでは、「公民連携デスク」による公民連携の基本的な流れを示します。

(1) 行政課題の共有・提案の受付

区は、行政課題や区が重点的に取り組んでいる施策等についての情報共有を行い、「公民連携デスク」を通して民間企業等からの提案を受け付けます。

(2) 提案内容の確認・マッチング

提案書を受けたアイデアについて、区と民間企業等による打合せを行います。その提案が行政サービスの向上にどのように効果的であるか、どのような実施方法が可能か、対話により検討していきます。

(3) 事業実施

提案の実現に向けた検討・調整を進め、事業を実施します。事業実施にあたっては、区の費用負担のないことを原則とします。区の費用負担がある場合は、適切な契約手続きを経て実施します。

(4) 実施報告書の作成・情報発信

区の所管課は、事業終了後、公民連携デスクへ実施報告書を提出します。公民連携デスクは、実施事業についてポータルサイト等での情報発信を行います。

なお、連携においては、金銭・補償関係が生じない事業で、区と民間企業等双方の合意が得られる場合は、協定によらず事業を行うことができることとします。継続的な関係を進めるうえで必要となる場合は、区と民間企業等との協議に

より協定の締結を検討し、連携を強化していきます。

板橋区公民連携デスク 実施フロー

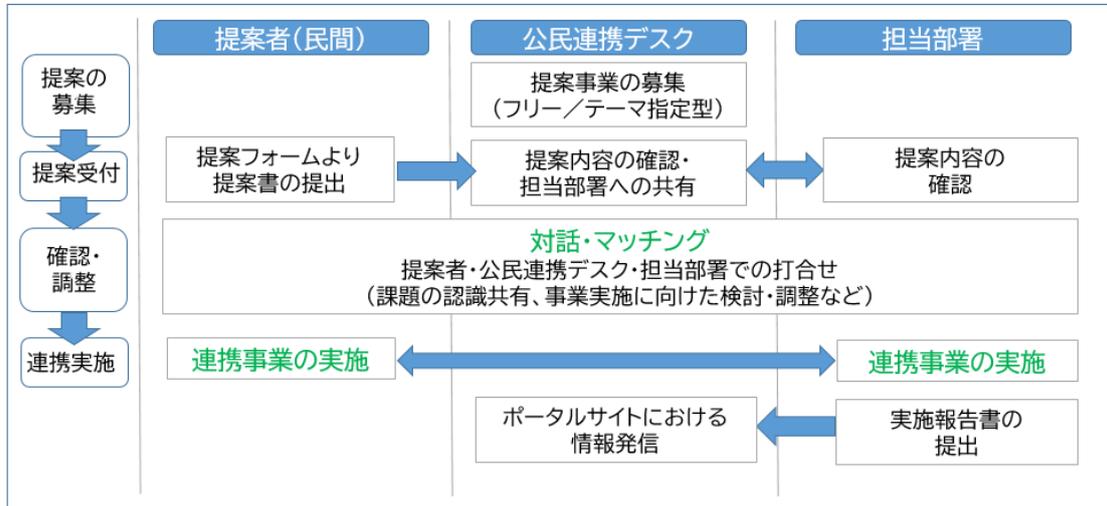


図2 公民連携デスク実施フロー